

5 令和8年度の申請期限について

新たに自動車税の身体障がい者等減免を申請される方で、下記の申請期限を過ぎて申請された場合、減免を受けることができる税額は、申請のあった月の翌月から月割りで計算した額となります。

	新たに自動車を取得する場合 (※1)(※2)(※3)	既に自動車を所有している場合	
		4月1日に減免要件に該当している場合	4月1日後に減免要件に該当することとなった場合 (※2)(※3)
申請期限	自動車の登録の日	自動車税の納期限	減免事由に該当することとなった日から60日以内
申請書等の提出場所	大阪自動車税事務所各分室 (裏表紙参照)	最寄りの府税事務所(裏表紙参照)	

- ※1 自動車を移転登録により取得した場合(自動車を取得した年度の自動車税は前所有者に課税されている)や3月に新規登録した場合等、登録時に自動車税が課税されていない場合は、翌年度の自動車税から減免の対象となります。
 なお、申請期間は、翌年度の4月1日から自動車税の納期限までとなりますので、申請期間内に最寄りの府税事務所に減免申請を行ってください。
- ※2 減免額は、自動車を取得した日の属する月の翌月又は減免要件に該当することとなった日の属する月の翌月から月割りで計算した額となります。(計算方法は下記を参照してください。)
 また、申請期限を過ぎて申請された場合は、申請のあった日の属する月の翌月から月割りで計算した額となります。
- ※3 減免事由に該当することとなった日が3月中の場合、当該年度は減免対象となる自動車税の税額がありませんので、翌年度の自動車税から減免の対象となります。
 なお、申請期間は、翌年度の4月1日から自動車税の納期限までとなりますので、申請期間内に最寄りの府税事務所に減免申請を行ってください。

例：令和元年10月以降に新車新規登録した1,990ccの自家用乗用車(年税額36,000円)で8月に減免要件に該当した場合、9月～3月までの7か月が減免対象となります。(5か月分が課税)

$$36,000 \times 5/12 = 15,000 \text{ (100円未満切捨て)}$$

$$36,000 - 15,000 = 21,000 \Rightarrow \underline{21,000 \text{ 円が減免額となります。}}$$

※ 既に36,000円を納付している場合は、後日21,000円が還付されます。

6 減免額について

【乗用車の場合】

自動車の総排気量	減免対象となる額
総排気量が2リットル以下	全額が減免の対象となります。
総排気量が2リットル超	自動車の総排気量が1.5リットルを超え2.0リットル以下の自家用乗用車とみなした場合に課する額を限度として減免します。(下表参照)

総排気量が2リットル超の乗用車にかかる自動車税の減免額等
(初度登録年月が令和元年10月以降のもの)

(単位：円)

総排気量	区分	標準税率	グリーン化税制
			75%軽減
2.0リットル超 2.5リットル以下	当初課税額	43,500	11,000
	減免する額	36,000	9,000
	納税額	7,500	2,000
2.5リットル超 3.0リットル以下	当初課税額	50,000	12,500
	減免する額	36,000	9,000
	納税額	14,000	3,500
3.0リットル超 3.5リットル以下	当初課税額	57,000	14,500
	減免する額	36,000	9,000
	納税額	21,000	5,500
3.5リットル超 4.0リットル以下	当初課税額	65,500	16,500
	減免する額	36,000	9,000
	納税額	29,500	7,500
4.0リットル超 4.5リットル以下	当初課税額	75,500	19,000
	減免する額	36,000	9,000
	納税額	39,500	10,000
4.5リットル超 6.0リットル以下	当初課税額	87,000	22,000
	減免する額	36,000	9,000
	納税額	51,000	13,000
6.0リットル超	当初課税額	110,000	27,500
	減免する額	36,000	9,000
	納税額	74,000	18,500

※ 初度登録年月が令和元年9月以前の減免額等については、府税のホームページをご覧ください。

[大阪府 自動車税税額表](#)

検索

☆ グリーン化税制とは？

自動車の排出ガスや燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対して自動車税を軽減する一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車の税率を高くする税制のことです。
 この制度は平成14年度から実施しています。このグリーン化税制の適用を受ける自動車の減免額等については、上表の「グリーン化税制」欄をご覧ください。

7 改造車の減免とは

身体障がい者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車や一般の自動車に構造変更が加えられた自動車についても減免制度があります。

以下のいずれにも該当する自動車の自動車税について、減免が可能です。

1. 身体障がい者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車や、一般の自動車に構造変更が加えられた自動車(※1)
2. 専ら身体障がい者等の利用に供するための改造車(身体障がい者等の専用車(※2))

- ※1 特別の仕様により製造された自動車や一般の自動車に構造変更が加えられた自動車とは、原則自動車検査証の「車体の形状」欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」と記載されている身体障がい者等の利用に供するために必要な装置等を備えた仕様の自動車をいいます。
- ※2 身体障がい者等の利用に供するために改造した自動車のすべてが、減免の適用を受けられるものではなく、当該自動車を**身体障がい者等の専用車**として使用していることが条件となります。そのため、**身体障がい者等以外の者の利用にも併せて供される自動車は減免対象外です。**
 また、申請の際には、定款(写)・規約(写)、施設の運営状況が確認できるもの、当該自動車の運行状況及び利用者名簿など身体障がい者等の専用車として使用していることが確認できる書面等の提出が必要となります。
 なお、提出書類などの詳細については、裏表紙に記載の手続先の事務所にお問合せください。